

第25期第12回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和6年7月10日(水)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎20階 交流会場
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁
酒井利博、櫻井祐次、篠貞夫、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、
保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 篠田政巳 1名
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (第1・2号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている
旨の証明について (第3～9号)
- 6 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号
(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 7 その他

尾崎賀一会長 皆様、おはようございます。第25期第12回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

事務局 ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は篠田政巳委員です。総会の会議は在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の総会は成立です。

尾崎賀一会長 今回の署名人は、篠貞夫委員と荘埜晃一委員にお願いします。それでは、議案の審議に入ります。総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。令和6年5月21日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、篠田政巳委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 6月10日に、篠田政巳委員と現地調査に行ってきました。全ての農地について、西側、東側、南側が道路のため境界は問題ありませんでした。自宅との境界は一部見えないところがありましたので、篠田委員から次回までに修正するようお願いをしております。畑には主にギンナンが植わっており、今後は申請者とお母様、妹夫婦で管理されるとのことでした。出荷先に関しては、決まったお客様への直接販売とのことでした。よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに4ページです。議案第2号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第2号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」です。

令和6年6月17日付けで標記の申請があり、下記のとおり租税特別措置法第70条の6第1項の適用を受けるための適格者に該当することを確認したので証明する。

【相続人、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、井口和喜委員お願いします。

井口和喜委員 6月26日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

(1)から(3)の畑ではハウスが7棟あり、ペントス等の草花が栽培されており、露地ではトマトやナス等が作付けされておりました。(4)の畑では、ハウスが3棟あり、中で多肉植物が栽培されており、今後露地ではハボタン等を栽培していくとのことでした。販売先は市場、JA直売所、自家消費です。境界も確認できました。特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに6ページです。議案第3号および議案第4号は、耕作の事業に従事する二親等内の親族で、農地法上の同一世帯のため一括して審議をお願いします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号および議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月10日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 本日、篠田政巳委員は欠席のため、事務局から報告をお願いします。

事務局 6月10日に、篠田政巳委員と事務局2名で現地調査に行ってきました。

議案第3号の(1)から(4)の畑ですが、全て露地でジャガイモ、キャベツ、エダマメ等を作付けされておりました。境界も問題ございません。続いて(5)から(8)の畑ですが、ビニールハウスが2棟あり、露地でエダマメやトウモロコシを作付けされておりました。こちらも境界は問題ございません。

つぎに議案第4号の畑ですが、(1)から(3)の畑はタマネギが作付けされておりました。(4)(5)の畑については耕運されており、今後夏野菜等を作付けしていく予定とのことでした。境界については問題ありませんでした。出荷先については、学校給食や庭先直売

をされているとのことでした。特に問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、保戸塚武彦委員をお願いします。

保戸塚武彦委員 6月11日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

境界についてですが、道路またはフェンス等で囲まれていますので問題はないと思います。作付けはキュウリ、カボチャ、夏野菜を作付するとのことでした。販売先は庭先販売とのことでした。畑の方は綺麗で特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、宮部光夫委員お願いします。

宮部光夫委員 6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑は果樹園と植木畑で、果樹はカキの木が100本植わってありました。植木は先代からそのまま引き継いだもので、かなり大きな木になって販売も難しくなっているので、現在、今後の方針を息子さんと考え中とのことでした。販売はカキは庭先販売、植木は市場に持っていくとのことでした。境界につきましては、周りは全て道路で区画整理された畑で、道路との境界は確認できましたので、問題はないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、加藤直正委員お願いします。

加藤直正委員 6月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑の70%は、クリとカキが植わっておりました。その周りに少しだけ露地野菜が作付けされ、そこにフキ、ミョウガ、トマト等が作付けされておりました。販売につきましては、クリとカキについては市場に出荷されているとのことでした。露地野菜につきましては、全て自家消費とのことでした。境界については、北西の杭が土の中に隠れて確認できませんでしたが、早急に仮杭を入れてもらうことを約束いたしました。全体に綺麗に管理されておりまして、その他特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。議案第8号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第8号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月20日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、櫻井祐次委員をお願いします。

櫻井祐次委員 6月20日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。こちらの畑では、防鳥網のかかったブルーベリーが250本、露地でブラックベリーが植わっております。露地野菜として、スイカ、マクワウリ、カボチャ等かなり広範囲で作付けされています。販売はブルーベリーは摘み取りとパック詰めの販売、野菜については庭先販売で、特にブルーベリーの摘み取りの開園時に来た方へ販売するように作っており、多種多様に作っているとのこと。境界については、学校との区境で3か所確認しました。他の隣地との杭も3か所確認できましたので、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに18ページです。議案第9号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和6年6月25日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、相原和彦委員をお願いします。

相原和彦委員 6月25日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。

畑にはナス、キュウリ、トマト等が作付けされていました。北側角にキュウリ棚があり、北側西角に販売所と農具庫がありました。全体が綺麗に作付けされており、販売先は庭先販売、給食、JA直売所とのことでした。境界は全て確認できました。よろしくをお願いします。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに20ページです。

報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。

【物件地番・地積、所有者などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに、24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和6年6月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第3 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆様からは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第12回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人